

# 津市スポーツ大会出場報奨金交付要綱

令和3年3月24日訓第14号

改正 令和6年3月29日訓第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツの振興及び競技力の向上を推進するため、スポーツ大会に出場した個人又は団体に対して、スポーツ大会出場報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スポーツ大会」とは、スポーツに係る大会であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 全国的規模の大会において優秀な成績を収めた結果又は主催者等の推薦をもって出場する国際的規模の大会
- (2) 地域の予選大会又は三重県大会において優秀な成績を収めた結果又は主催者等の推薦をもって出場する全国的規模の大会
- (3) 地域の予選大会又は三重県大会において優秀な成績を収めた結果又は主催者等の推薦をもって出場する東海大会以上の規模の大会
- (4) 前3号に掲げるもののほか、全国的な組織が主催する全国的規模の大会  
(次条第1項に規定する交付対象者が優勝又は準優勝を収めた大会に限る。)

2 この要綱において「世界選手権大会及びアジア競技大会」とは、スポーツ大会のうち、公益財団法人日本オリンピック委員会に加盟する団体が競技者を派遣する世界選手権大会、公益財団法人日本オリンピック委員会が競技者を派遣するアジア競技大会、日本パラリンピック委員会に加盟する団体が競技者を派遣する世界選手権大会及び日本パラリンピック委員会が競技者を派遣するアジアパラ競技大会をいう。

(交付の対象)

第3条 報奨金は、本市の区域内に住所を有する者又は本市の区域内に住所を有する者が1人以上所属している団体であって、スポーツ大会に競技者として出場したもの（以下「交付対象者」という。）に対して、これを交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者又は団体に対しては、報奨金を交付しないものとする。

(1) 次に掲げるスポーツ大会に出場した者又は団体

ア 国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、ねんりんピックその他三重県が選手団を結団して出場する大会（当該大会の予選大会を含む。）

イ 公益財団法人日本中学校体育連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟その他これらに類する組織が主催又は共催する大会

(2) スポーツを職業として報酬を得ている者

(3) 本市の区域内に住所を有する者がスポーツ大会に競技者として出場していない団体

(4) スポーツ大会に出場し、津市オリンピック・パラリンピック競技大会出場選手激励金交付要綱（平成28年津市訓第58号）の規定に基づく激励金の交付を受けた者又は津市全国高等学校野球選手権大会等出場激励金交付要綱（平成31年津市訓第20号）の規定に基づく激励金の交付を受けた高等学校

（報奨金の額）

第4条 報奨金の額は、別表に掲げる額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 報奨金の交付は、同一の交付対象者につき、同一のスポーツ大会において1回限りとする。

3 同一年度内における報奨金の交付は、同一の交付対象者（個人に限る。）につき、別表に掲げる大会区分ごとに3回を限度とする。ただし、世界選手権大会及びアジア競技大会については、この限りでない。

4 交付対象者（団体に限る。）が報奨金の交付を受けたときは、当該交付対象者の選手としてスポーツ大会に出場した者に報奨金の交付があったものとみなして前項本文の回数を計算するものとする。

（交付の申請）

第5条 報奨金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、スポーツ大会の終了日の翌日から起算して1月が経過する日又はスポーツ大会の終了日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、スポーツ大会出場報奨金交付申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、その内容を審査の上、

報奨金の交付の可否を決定し、スポーツ大会出場報奨金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けたときは、報奨金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に報奨金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 津市スポーツ奨励補助金交付要綱（平成18年津市訓第37号）は、廃止する。

附 則（令和6年3月29日訓第58号）

この訓は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

大会区分		開催地	報奨金の額	
			個人1人当たりの 限度額	団体に交付する場 合の限度額
国際的規模の大会	世界選手権大会及びアジア競技大会	国外	50,000円	750,000円
		国内	25,000円	375,000円
	その他の国際的規模の大会	国外	30,000円	450,000円
		国内	15,000円	225,000円
全国的規模の大会	中部及び近畿地方以外	12,000円	180,000円	
	中部及び近畿地方（三重県を除く。）	9,000円	135,000円	
	三重県内	6,000円	90,000円	
東海大会以上の規模の大会（国際的規模の大会及び全国的規模の大会を除く。）	中部及び近畿地方以外	4,000円	60,000円	
	中部及び近畿地方（三重県を除く。）	3,000円	45,000円	
	三重県内	2,000円	30,000円	
〔備考〕 団体に交付する場合の交付額は、個人1人当たりの限度額に当該団体から競技者としてスポーツ大会に出場した本市の区域内に住所を有する者（以下「出場者」という。）の人数を乗じて得た額とする。ただし、第4条第3項の規定による交付回数を超えて出場者があるときは、当該出場者については、人数に含まないものとする。				

第1号様式（第5条関係）

スポーツ大会出場報奨金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住所

申請者 団体名

氏名（代表者）

電話番号

スポーツ大会出場報奨金の交付を受けたいので、津市スポーツ大会出場報奨金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 大会名

2 開催場所 都・道・府・県

3 大会期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 交付申請額 円

5 添付資料

- (1) 出場したスポーツ大会の開催要項等大会内容が分かる書類
- (2) 予選大会の開催要項及び結果が分かる資料又は推薦により出場したことを証明する書類
- (3) 出場選手名簿
- (4) 大会成績結果が分かる書類（団体による申請にあつては、出場選手が分かる書類を含む。）
- (5) 本市の区域内に住所を有することを証する書類の写し

第2号様式（第6条関係）

スポーツ大会出場報奨金交付決定（却下）通知書

（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありましたスポーツ大会出場報奨金の交付については、津市スポーツ大会出場報奨金交付要綱第6条の規定により次のとおり 決定  
却下 したので通知します。

1 大会名

2 交付決定額 円

3 却下理由（却下した場合に限る。）